

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第42号
事故等種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成25年6月24日（月） 17時45分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港西方沖 鶴岡市所在の鼠ヶ関灯台から真方位205° 2,030m付近 （概位 北緯38° 32.5′ 東経139° 31.8′）
事故等調査の経過	平成25年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット かげろう、11トン
船舶番号、船舶所有者等	235-41880岡山、和気商店有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 定置網 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、鼠ヶ関港のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に向けて約5ノットの対地速力で手動操舵によって北東進中、鼠ヶ関港西方沖に設置されていた定置網（以下「本件定置網」という。）に接近し、船長が、本件定置網のロープに気付いて後進をかけたものの、行きあしが止まらず、平成25年6月24日17時45分ごろ本件定置網に乗り揚げた。 本船は、救助のために来援した小型船の協力を得て本件定置網から離脱し、本件マリーナへ入航した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約2.0～2.5m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、本件マリーナに入航するのは初めてであり、本事故発生場所付近に本件定置網が設置されていることを知らなかった。 船長は、本件マリーナと連絡をとったところ、18時までに入航するように言われ、急いでおり、本件定置網については何も言われなかったもので、前路には支障となるものがないと思っていた。 船長は、波が高かったこともあり、目視では本件定置網を示すボンデン等を確認できず、レーダー及びGPSプロッターでの確認を行っていたものの、GPSプロッターには本件定置網が表示されず、レーダーでもボンデン等を探知できなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、鼠ヶ関港西方沖を北東進中、船長が、本件定置網が設置されていることを知らず、前路に支障となるものがないものと思い込んで航行を続けたことから、本件定置網に気付かずに接近し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鼠ヶ関港西方沖を北東進中、船長が、本件定置網が設置されていることを知らず、前路に支障となるものがないものと思い込んで航行を続けたため、本件定置網に気付かずに接近し、本件定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マリーナや地元の漁業協同組合などから情報収集を行い、定置網の設置状況を確認し、航海計画を立てること。 ・ 事前にマリーナの定休日や終了時刻を確認し、時間に余裕を持った航行計画を立てること。